

C 2

5

0227

川春久編輯

罪

則

規

稅

印

郵便摘要

商標條例

掌中諸規則便覽

則規紙印用訟事民

地租條例

電信條例

發行所 樂善堂書房

特 61
規則便覽

仙臺 石川春久 編輯

違警罪

左の各項を犯したる者は三日以上十日以下の拘留又は一圓以上

52 壱圓九十五錢以下の過料

一 規則を遵守せざる者
二 規則を遵守せざりて火薬其他破裂をへき物品と市街に運搬する者

一 規則を遵守せずして火薬其他破裂すへき物品又は自ら火の發

そへき物品と貯藏したる者

一 官許を得そぞて烟火と製造したる者又は販賣したる者

一人家稠密の場所に於て濫りに烟火其他火器を玩ひたる者
一蒸氣器械其他烟筒火器を建造修理一及び掃除せる規則に違背
したる者

一官署の督促を受け崩壊せんとする家屋牆壁の修理を爲さる者

一官許を得モテ死屍と解剖したる者

一自己の所有地内ふ死屍有る事と知て官署に申告せモ又は他所に移したる者

一人を殴打して創傷疾病に至らざる者

一密に賣淫を爲し又は其媒合容止を爲したる者

一人の住居せざる家屋内に潜伏したる者

一定りたる住居あく平常營生の産業なくして諸方に徘徊する者

一官許の墓地外に於て私に埋葬したる者

一違警罪の犯人と同庇する爲め偽証したる者

但被告人偽証の爲め刑を免れたる時の刑法第二百十九條の例に従ふ

左の各項を犯したる者は二日以上五日以下の拘留又は五十錢以上一田五十錢以下の科料

一家の近傍又は山林田野に於て濫りに火を焚く者

一水火其他の變ふ際玄官吏より防禦をへきの求めを受け傍観したる者

て之と背せざる者

一不熟の萬物又は腐敗したる飲食者を販賣したる者
一健康と保護する爲め設けたる規則又は傳染病豫防規則に違背したる者

一人の通行をへき場所に在る危險の非溝其他凹所に蓋又は防圍と爲さざる者

一路上ふ於て犬其他の獸類を嗾又は驚逸せしめたる者

一狂人の看守と怠り路上に徘徊せしめたる者

一狂犬猛獸等の繫鎖を怠り路上に放ちたる者

一變死人の檢視を受けを乞て埋葬したる者

一墓碑及び路上の神佛と毀損乞又は汚瀆したる者

一神祠佛堂其他公けの建造物を汚損したる者

一公然人を罵詈嘲弄したる者

但乞訴と待て其罪を論も

左の各項を犯したる者ハ一日以上二日以下の拘留二十錢以上一圓二十五錢以下の科料

一監りに車馬と疾驅乞て行人の妨害を爲したる者

一制止と背せす迄て人の群集したる場所に車馬と牽きたる者

一夜中燈火なくして車馬と疾驅したる者

一木石等と道路に堆積して防圍を設けと又は標識の燈を怠り

たる者

一 瓦礫を道路家屋園囿に投擲したる者

一 犬獸の死屍を道路に棄擲及び取除かさる者

一 汚穢物を道路家屋園囿に投擲したる者

一 警察の規則に違背して工商の業と爲したる者

一 醫師穩婆事故なくして急病人の招きに應せざる者

一 死亡の申告を爲せずして埋葬したる者

一流言浮説と爲して人を誑惑したる者

一 安りに吉凶禍福を説き又は祈禱符免等を爲し人を惑して利を

圖る者

一 私有地外へ溢りに家屋牆壁と設け又は軒樋を出したる者

一 官許を得として路傍又は河岸に床店等と開きたる者

一 路上の植木市街の常燈及び廁場等を毀損したる

一 道路橋梁其他の場所に榜示したる通行禁止及び指道標の類を

・ 毀棄汚損したる者

左の各項を犯したる者は一日の拘留又は十錢以上一圓以下の料

一 官署より價額を定めたる物品を販賣したる者

一 渡船橋梁其他の場所に於て定價以上の通行錢を取り又は故な

く通行を妨げたるもの

一 渡船橋梁其他通行錢を拂ふ可き場所お於て定價を出さとみ通行
行乞たるもの

一路上に於て賭博に類する商業を爲したるもの

一 官許を得を乞て劇場其他觀物場を開き及び其規則に違背した
る者

一 溝渠下水を毀損又は官署の督促を受けて溝渠下水を浚はざる
者

一 制止を肯せを乞て路傍に食物其他の商品と羅列したるもの
一 官許を得を乞て獸類を官有地に放ち又は牧畜したるもの
一 身体に刺文と爲し及び之と業とするもの

一 他人の繫きたる牛馬其他の獸類と解放したるもの
一 他人の繫きたる舟筏を解放したるもの

左の各項を犯したる者は五錢以上拾錢以下の科料

一 橋梁又は堤防の害と爲るへき場所に舟筏を繫きたる者

一 牛馬諸車其他物件を道路に横たへ又は木石薪炭等を堆積して
行人の妨害を爲したる者

一 車馬を並へ率て行人の妨害と爲したる者

一 水路に於て舟を並へ通船の妨害と爲したる者

一 氷雪塵芥等を路上に投棄したる者

一 官署の督促を受けて道路の掃除と爲さる者

一制止を肯せを志て路上に遊戯を爲し行人の妨害を爲したる者
一牛馬を牽き又は繫くことを忽かせふをして行人の妨害を爲した
る者

一出入と禁止したる場所に監りに出入したる者

一通行禁止の榜示を犯して通行したる者

一道路に於て放歌高聲を發して制止と肯せざる者

一酩酊して路上に喧嘩一又は醉臥したる者

一路上の常燈を消したる者

一人家の牆壁に貼紙及び墨書したる者

一邸宅の番號標札招牌又は貸家賣家の貼紙其他報告の榜標等と

毀損したる者

一他人の田野園圃に於て菜果を探食一又は花卉を探折したる者

一公園の規則と犯したる者

一通路をき他人の田圃と通行一又は牛馬を牽き入れたる者

○宮城縣違警罪

左の各項を犯したる者は五錢以上壹田九十五錢以下の科料又は

一日以上十日以下の拘留

一官林保護規則に違背したる者

一死亡届規則に違背したる者

一流產屆規則に違背したる者

- 一 街路取締規則に違背したる者
- 一 畜犬取締規則に違背したる者
- 一 官許を得ず玄て道路堤防溝渠等を變換したる者
- 一 官許を得をして水車と設置玄及流水を爲したる者
- 一 鑑札を受けとして地方稅に屬せる營業となしたる者
- 一 規則と遵守せず玄て産婆營業となしたる者
- 一 駁署馬丁又は人力車挽等其取締規則ふ違背したる者
- 一 旅行免狀を持たざる外國人を無届にて止宿せ玄めたる者
- 一 神佛祭禮に託して強て出錢せ玄めたる者
- 一 道路又は人家に於て強て合力と求め又は物品を押賣したる者
- 一 道路堤塘等へ竹木或は菽麥疎菜類を種藝したる者
- 一 有害品と用ひ禽獸魚類と捕獲したる者
- 一 郷貫氏名を詐稱して宿泊したる者
- 一路上に於て新聞紙及雜誌類を讀賣したる者
- 一路上に於て異様の粉粧を爲し醜体を露ばしたる者
- 一 各所に榜示せる禁條を犯したる者
- 一 禽獸の死屍を河川に投棄したる者
- 一 海藻魚類其他の干場に妨害を爲したる者
- 一 市驛又は群集の場所に於て袒裸體と爲したる者
- 一夜間十二時過歌舞音樂其他喧噪を爲したる者

一人に汚穢物を拋擲したる者

一口取あき小荷駄馬に騎り往來と通行したる者

○宮城縣違等罪目參照

(明治十一年四月～官林保護及野火取締規則
〔甲第九十六號達〕官林保護及野火取締規則

第一條 官林下草刈又は官山に於て秣藁等艾取方差許候者
其本人家族雇人を問はず鑑札一枚つゝ同下渡に付山入候者は
一人別に携帶をへ玄右鑑札一枚に付金壹錢五厘つゝ鑑札下
渡出願の節差添上納すへ玄

第二條 右鑑札を携帶せモ一て官山官林ふ入者ハ相當の處分
に及ぶへし

第三條 官有草山～官林～及原野荒蕪地に於て秣並ふ藁萱刈取
差許候場所肥饒の爲枯草燒拂を要せる箇所を以て出願許可と
受くへ玄從來慣行の場所たりとも直に放火をることと許さ

セ

第四條 人民所有山又は原野に火入せる時は其日區務所に届
出村吏の立會を得厳に豫防の手配をなモヘー

第五條 火入の節は前以て比隣村々へ通告一比隣に於ても萬一
の延焼豫防を警戒モヘシ

(明治十四年一～〇死亡届規則
〔月甲第四號達〕)

第一章 総則

第一條 凡て病死の者は勿論變死の者と雖とも必ず此の規則に據るへ—

第二條 無籍囚徒死亡又は死刑に處せられたるとときは處分の後其關係の主務者より該町村戸長役場に通知すべし但し無籍拘留人死亡の時も亦本條に準ず

第三條 有籍の囚徒又は拘留人死亡一官に於て一時之を假葬するときは主務の官吏より醫師の診斷書と添へ該町村戸長役場へ通知すべし

第四條 旅行人の死亡又は死体漂着等は警察官吏立會檢視済の上原籍不分明なるか或は原籍分明なるも之れと収葬する者な

（假）の字と冠らざむへし

第五條 本縣在籍にして他府縣に於て死亡したる者を本貫地に埋葬せんとするときは其治療を受けたる醫師の届書又は死体檢査届書を請け第五條の手續をあそへ—

第二章 死者家人心得

第六條 先者の家人は醫師の届書を受け左の書式の届書と共に其町村戸長役場へ差出玄埋葬承認書を請け之を司葬者（教導補以上）に差出せへ玄但玄戸主死亡の時は其相續人相續人な

きときは其家人又は親屬故舊に於て本條の手續をなそへる

死亡届

縣國郡區町村番地居住

(借名) 寄留 寄留者は半籍を記載そへ
身分職業未婚又は既婚
既婚ふは(有配偶無配偶の)
別々記そへ

氏名印 年齢

右何月何日何時死亡候に付司葬者職名何の誰へ依頼一何所に埋
葬致度候間埋葬承認書付與せられ度醫師の届書死体検案届書相
添此段致御届候也

右戸主又は相續人或は親屬

年月日 氏名印

何町村戸長宛

第七條 急病劇症等にて醫師の治療を受けそぞて死亡せたる者わ
る時は速に郡區醫町村醫又は最寄醫師の検案と請け第五條の
手續をなそへし

第八條 醫師の届書を得難き正當の事實ある時は其死亡の証書
を戸長に請求そるを得へし

第三章 醫師心得

第九條 施治の患者死亡そるとときは速ふ左の書式の届書と死者
の家人に付與そへる但數醫にて施治の患者死亡するときは主
任の醫師より届書を付與そへる

施治患者死亡届

縣國郡區町村番地居住(借舍)(寄留)

(寄留ノ者ハ其本籍をも記載シヘリ)
族藉職業未婚又ハ既婚

既婚には(有配偶無配偶ノ)
別ヲ記スヘシ

何病ノ部

何病名年月日午前

后何時死亡

氏

年名齢

右私施治の患者に候處死亡候間此段致御届候也

縣國郡區町村番地居住(借舍)(寄留)

醫師姓名印

(病院或は分局院醫又は郡區醫町村姓名印)

郡區長宛

第十條 施治の患者にあらざるも其家人より死亡届を請求せら
るゝときは速に該家に到り死体検案迄左の書式の届書を附與
そへ玄但變化に罹りたるものは係官吏す會檢屍濟の上届書を
附與すヘ玄

死体検案書

肩書前條書式に同玄

何病の部
病名年月日午前

后何時死亡

氏

年名

齢

病名判然せざるものは死者の景態を明記すヘシ

右之者死体検案候間此段致御届候也

肩書前書式不同じ

醫師姓

名

印

(病院或は分局院醫又は郡區醫町村姓名印)

郡區長宛

第十一條 第八條第九條届書式病部とあるは流行病全身病神經系諸病呼吸器諸病血行器諸病消化器諸病泌尿生殖器諸病及婦人病小兒病皮膚病附膜毒外科的諸病及外傷變死の十一部に分つへし但原因及病名判然ならざるものは原因不詳と記しへ玄職業は農商職工力役諸業の五類に分つへし但官吏及藝術家は諸業の部に入れ老幼廢疾等にて常職定業なきものは戸主家族を論せ其一家の營業に據るへし

第四章 戸長心得

第十二條 死亡届書ふ就き死体檢案書及司葬者の適否等を調査一不都合ありと認むるときは左の書式の埋葬承認証と死者の家人又は親屬故舊へ附與しへ一但埋葬承認証書番號簿を製し置割印の上附與するものとし

用紙 厚紙

表印割		第何號		堅五寸	
埋葬承認之証					
用紙 厚紙					
原	籍	姓	名	死亡年月日	
承認者姓名		司葬者姓名		承認者姓名	
司葬者姓名				司葬者姓名	

第十三條 每月醫師の死亡届書と司葬者より返付したる埋葬承認書との數を照合し差違なきときは翌月十日限り郡區役所へ

差出しへ玄

第十四條 仙台區に限り第一條第十三條の戸長の事務を衛生委員に取扱は玄むるを得へ玄

第五章 司醫者心得

第十五條 戸長の埋葬承認証書無玄て死体を埋葬せ玄む可らモ

第十六條 司葬者は埋葬承認証書の裏面に埋葬せ玄月日並官職姓名を記入捺印玄毎月取纏め翌月三日限り戸長役場へ返付をへ玄

(明治十四年二月中第五號達) ○流產届規則

第一條 凡う婦女妊娠四ヶ月以上にして少産し又は臨月に至る死胎分娩せるものは總て流產と玄此規則に據るへー

第二條 流產せー婦女の家人は施術の醫師若くは産婆より其届書を戸長役場へ差出すへ玄

第三條 醫師或は産婆に於て自己施術の妊娠流產せ玄ときは左の届書該家人に付與をへー

流產届

縣國郡區町村番地居住(借舍)(寄留)

寄留者は其本籍ヲモ記載スヘシ

身分

流產年月日時 氏名 年齢

右私取扱の妊娠に候處流產候間此段致御届候也

縣國郡區町村番地居住

(借舍)(寄留)

醫師又ハ産婆印

年月日

何町村戸長宛

第四條 醫師或は産婆の手續を經モ一トテ流產せーときは速に郡區醫町村醫又は最寄醫師の検査を請ひ其届を書請け戸長役場へ差出そへし

第五條 前條の場合に於ては郡區醫町村醫又は最寄醫師は速に其家に到り之れを検査し左の書式の届書を付與すへ玄

流產檢案書

流產年月日

肩書同上

氏名
年齡

右流產檢案候間此段致御屆候也

年月日

醫師 氏名印

何町村戸長宛

第六條　流產せざる婦女の家人に於て醫師又は産婆の届書を得難き正當の事實あるときは其流產の景狀を記したる親族又は隣保連署の書面と以て戸長役場へ届出つへし

第七條　戸長は毎月末流產届書類を調査し衛生委員連署を翌月十日限り郡區役所へ差出をへし但仙台區に限り戸長の事務と

衛生委員に取扱はざむると得べる

(明治十六年三月～) ○畜犬取締規則
(甲第十七号達)

第一條　畜犬には必ず其主の住所氏名を記したる頸環又は牌子と付置くへる

第二條　畜犬傳染病に罹りたる兆候あるか又は狂猛ふして人畜に傷害せるの虞あるものは其主に於て嚴に之を擊留し逸走の患ながら死むへし但傳染病の兆候ある時は速に最寄警察署分署屯所若くは巡行巡查に届出つへし

第三條　前條但玄書の場合に於ては畜主立會の上之ヲ撲殺し尙ほ其死屍を埋没若くは焼棄せしむへし

第四條 頸環又は牌子、或き犬は主あるものゝ看做しこと撲殺せ
一むることあるへ志

第五條 病犬、狂犬、猛犬の徘徊するものあるときは直ちに之
と撲殺せ志むへ志

第六條 此の規則に背きたる者は違警罪を以て罰せらるへ志

○街路取締規則

第一條 街路に建物を設け又は軒掲物干等を出す可からそ但志
釣看板の類は道敷へ二尺まで掲出そるは妨げな志と雖ども高
さ一丈以上に限るへし

第二條 濃りふ街路に竹木土石其他の物品を置くからす

第三條 店先に商品を排列そるは道敷へ一尺と限るへ志但日除

は道敷へ二尺まで張出は苦志からそ

第四條 街路ふ飲料水を引き又は井戸下水等を設けんとそると

きは其場の圖面を添郡區役所と經て縣廳へ願出つへ志

第五條 左の諸件に於ては其場の圖面を添へ所轄警察署又は分
署へ願出つへ志

一街路に樹木を植へ又は街燈を建てんとそるもの

一街街に便所を設け又は鍛籠張等を建んとそるもの

第六條 左の諸件に於ては其場の圖面を添へ所 警察署又は分
署へ願出つへ志

- 一 神輿、巡行又は街路に山車手踊屋臺等を出さんとするもの
- 二 神佛祭典の節一時舞臺又は渡り行燈等を設けんとするもの
- 三 神佛開扉等廣告の爲め路傍に建札を設けんとする者
- 四 諸市場又於て一時小屋掛又は差掛け等を設けんとするもの
- 五 街路に標旗標燈等を建てんとするもの
- 六 街路を經て建物と運搬及牛馬通行止めの榜示ある場所を出入せんとするもの
- 七 材木土石類を街路又は板圍繩引足場等を置けんとするもの
- 第八條 免許を得て街路に竹木土石類を積置くときは防圍を爲ム且つ夜中は標識を設くへ乞
- 第九條 街路に沿へたる建物及木石樹木並木根返り風折レ等ル件ハ例規ノ通り等崩壊頽仆の虞あるものは速に修理毀却若くは扶植代採とへ乞
- 第十條 諸車及牛馬を牽き又は荷物と負擔其物品を道路に横へ通行の妨害をなそへからし
- 第十一條 街路に於て荷造等をあそ又は竹木土石類運搬の途中不得止一時街路に止め置くときは路傍か片寄せ通行の妨害を

なをへからす

第十二條 路上に於て軍談輕業其他人寄せを爲^ス通行の妨害と
なをへからそ

第十三條 路上に於て紙鶴を揚^ケ又は獨樂羽子手鞠等を齧弄^{シテ}
其他遊戯を爲^ス通行の妨害をなをへからす

第十四條 露店行商等商品を路上に羅列^シ通行の妨害となをへ
からそ

第十五條 塵芥游泥等を路上に布^シ若くは路傍に堆積をへから
そ

第十六條 溝渠下冰等の泥水又は穢物を洗滌^{シテ}たる污水と路上
に注洒をへからす

第十七條 路上に水を洒^ク氷凍を釀成^シへからそ

第十八條 瓦礫塵芥禽獸の死屍其他汚穢物を街路又は溝渠下水
等に投棄^シをへからす

第十九條 氷雪は路傍に堆積^シるも通行の妨害と爲^スへからそ

第二十條 便所ふ糞尿器を設けをして屎尿を下水又は路上に流
出せぬむへからそ

第二十一條 流乞場に水溜^リを設けをして汚水を路上あ流出せ一
もへからず

第二十二條 街路の便所は必ず外圍^{シテ}設け屎尿を路上に漏洩^セ

冊四

志むへからそ

第二十三條 市驛に於て蓋あき糞桶を運搬をへからす

第二十四條 市驛に於て便所に在らざる場所に大小便を亦又

は幼児に大小便をなさ志むへからそ

第二十五條 此規則は公衆の通行すへき私設の道路も亦之を

適用を

第二十六條 此規則に背きたる者は違警罪(このきそく)として罰せらるへる

○郵便心得摘要

書狀之部

目方二枚迄 二 錢

全 四枚迄 四 錢

全 六枚迄 六 錢

以上右の割合にて目方
二枚迄を増そ毎に税金
二錢つゝと増えて納む
へる

葉書一枚 一 錢

封皮之部

二錢長形二錢一厘
全一角形二錢二厘

四錢長形四錢二厘

全一角形四錢二厘

六錢長形六錢二厘

右の封皮を用ゆる郵便
物の目方重くして税高
に不足と生ずたる時は
郵便切手を以て補ふへ
る

卅六

新聞紙(毎月四回以上時限ヲ)
雜誌(定期テ發行タルモノ)

書籍類並見本品之部

目方十六匁迄	一錢
全三十二匁迄	二錢
全四十八匁迄	三錢
全五十四匁迄	四錢
全六十匁迄	六錢

郵便物一個ニ付	六錢
有他種ノ郵便ニ拘ハラス手數料トシテ納ムヘシ	
以上右ノ割合ニテ路程十八丁迄ヲ増ス毎ニ稅金二錢ツヽチ増シテ納ムヘシ	

別配達郵便之部	
三府ハ	十錢
郵便局アル地ハ	六錢
郵便局ナキ地路程十八丁迄	六錢
以上右ノ割合ニテ路程十八丁迄ヲ増ス毎ニ稅金六錢ツヽチ増シテ納ムヘシ	

郵便爲替規則摘要

第一百三十三條 同一の差出人より同一の受取人に宛て同一の郵便局に於て拂渡せへる爲替の振出は一日金額三拾圓に超過を位と限リとぞ

第一百三十三條 同一の差出人より同一の受取人に宛て同一の郵便局に於て拂渡せへる爲替証書一枚の金額は三拾圓以下と其端數は厘

（からだ）

第一百三十四條 爲替差出人は郵便局に設けある爲替願書用紙に式の如く記載調印玄爲替金及爲替料と共に先つて、土務者に交付玄後に爲替証書を受領をへ玄

第一百三十五條 爲替証書は其差出人より受取人に送付をへ玄
第一百三十六條 爲替差出人は其振出局に爲替金の返戻ノ請求を
るを得但玄爲替料は返付せを

第一百三十七條 爲替受取人其爲替証書に記載玄たゞ拂渡局にて爲替金と受取るふ不便なるときは又は爲替差出人其振出局に爲替金の返戻を請求するに不便なるときは驛遞局に其証書を納

付玄で書換を請求玄更に爲替金を受取るに便なる局に宛てた
る証書と受取を得

第一百三十八條 爲替金の拂渡及返戻は其爲替証書と引替ふ限る
へ玄但郵便局に於て証人を要するときは之を拒むへからず

第一百三十九條 爲替受取人は其爲替証書の式の如く記名調印す
へ玄爲換振出人爲替金を返戻を受るとき亦同玄
ものは其爲換金を受取ると得セ

第一百四十條 爲換報知書に記載せる諸件に暁明に答へ能はざる

裏面に委任文を記載し記名調印一且ハ人は第百三十九條の手

續をあそへ玄

第百四十一條 宮衙社寺會社は宛てたる爲替金を受取るとときは
其爲替證書の裏面に宮衙社寺會社の名稱を記し其印を捺玄且
つ之を受取所屬人は第百三十九條の手續をなそへ玄

第百四十三條 宮衙社寺會社の受取るへき金にて其官衙社寺
會社の名稱を付記玄其所屬人に宛てたるとも宛名人自ら受取
る能はそ又第百四十一條に依る能はざるときは第百四十一條
に依るを待そ

第百四十四條 宮衙社寺會社若くは其所屬人の名を以て差玄出
立たる爲替金の返戻を受るをとも第百四十二條第百四十三條
の手續に依るへ玄

第百四十五條 爲替證書の効用は其證書の日付より百二十日を
限りとモ

第百四十六條 効用を失ひにる爲替證書は差出人又は受取人よ
り驛遞局に納付玄其證書を請求とへー

第百四十七條 爲替證書の効用を失ひたる日より二ヶ年内み其
證書を請求とときは驛遞總官新聞紙と以て公告をへー
其公告の日より二ヶ年内み爲替證書の書換と請求とときは
其爲替金十分の一と手數料と一と徵収とへー

其告告の日より二ヶ年と過ぐるも尙ほ其爲替證書の書換を請

求せざるとときは其爲替金を沒入すべし。

第一百四十八條 爲替証書と失ひたる時又は汚班毀損被判明なら
ざるとときは差出人に於て証人を立て驛遞局に其事由を證明之
更に再度の證書を請求せしむ。

第一百四十九條 爲替金を返戻又は證書を書換へ或は再度の證
書と交付せるは其原證書に對する報知書を取戻したる後に限
るべし。

第一百五十條 爲替証書の書換又は再度の證書を證求するときは
更に相當の爲替料を納むへ乞但郵便遞送中に生乞たる事故に
因るものは更み爲替料を納むへ乞

料を納むるに及ばず。

第一百五十一條 再度の爲替証書を受領せし後前に失ひたる爲替
證書と見出一たるときは之と驛遞局に納付せし

第一百五十二条 爲替資金の都合ふ因り爲替金の渡方順延せるこ
とあるへし

第一百五十三条 爲替証書又は報知書に失誤あるか或は其報知書
未達のときは爲替金の拂渡と延引をへし

第一百五十四条 爲替金の受渡に屬せる證書は証券印稅を納るに
及ばず。

第一百五十五條 郵便爲替ふ事故を生じ損失を受くるものあるも
驛遞局は之を償ふの責に任せし
第一百五十六條 此の章の規則又從ひ爲替金を渡したる后は其渡
方ふ就き異議を唱ふるも驛遞局は其責に任せし

第十一號

明治七年(七月)第八十一號布告證券印稅規則別冊の通改正を明
治十七年七月一日より施行し

但明治八年(七月)第一百二十号布告は同日より廢止し

右奉 勅旨布告候事

明治十七年五月一日

太政大臣三條實美
大藏卿 松方正義

(別冊)

證券印稅規則

第一條 凡る財産の授受及び契約の證明に用ふる証書帳簿は此

規則に循ひ印紙を貼用をへま

第二條 證書帳簿を分て二類と爲一其稅率は次の如き

第一類

左に掲くる所の證書帳簿は金高の有無多寡ふ拘はらず下に定むる所の印紙と貼用をへた但當坐預金引出小切手は大藏省に稅印の押捺と請ふことを得	
一當坐預り金引出小切手	印稅五厘
一委任狀	同 五厘
一金高記載あき約定證文	同 一錢
一(遺)金物證文	同 一錢
一跡式謹證文	同 一錢
一讓與證文	同 一錢
一期限と定めたる預り金證文	同 一錢
一耕地小作證文	同 一錢
一雇人請合狀	同 一錢
一金高記載あき諸物品預り證文	同 一錢
一金高記載なき諸物品借用證文	同 一錢
一(地所家屋)預り証文	同 一錢
一諸物品切手	同 一錢
一(借地借家)証文	同 一錢
一賣買仕切書	同 一錢

四十八

一 保險証文

一 諸會社株券

一 送金手形

一 (金錢諸物品)通帳一年以内一冊付

同 一錢

一 (金錢諸物品)判取帳一冊に付

同 一錢

一 結社約定書

同 一錢

但結社約定書に金圓授受貸借に係る條項よりて之が効力を確定せる証書帳簿は金高記載なると雖とも第二類金高記載ある諸般の契約證書に準一印紙を貼用せへ玄

左に掲ぐる所の證書は金高五圓以上もののものに限り下に定むる所の印紙を貼用すべし

一 营業に關せる契狀

印稅一錢

一 营業に關する受取書

同 一錢

右諸證書之通帳と爲をときは都て一年以内一冊に付一錢の印紙

を貼用すべし

印稅一錢

一 第二類 契狀

左に掲ぐる所の証書は金高の多寡に隨ひ下に定むる所の割合と以て印紙を貼用すべし但爲替手形約束手形は手形印紙を用ふへ

左

一 金錢借用證文

同 一錢

一(地所家屋)買賣證文

一金高記載ある諸物品預り證文

一金高記載ある諸物品借用證文

一諸物品賣買證文

一金高記載ある諸般の契約證書

金高壹圓以上二十圓未滿

金高三十圓以上土五十圓未滿

金高五十圓以上百五十圓未滿

金高一百五十圓以上二百圓未滿

印稅一錢

同四錢

同六錢

同八錢

金高二百圓以上三百圓未滿

金高三百圓以上四百圓未滿

金高四百圓以上六百圓未渡

金高六百圓以上八百圓未滿

金高八百圓以上千百圓未滿

金高千百圓以上千四百圓未滿

金高千四百圓以上千七百圓未滿

金高千七百圓以上二千圓未滿

金高二千圓以上二千五百圓未滿

金高二千五百圓以上三千圓未滿

同七十錢

同六十錢

同廿四錢

同卅八錢

同廿二錢

同廿六錢

同二十錢

同十四錢

同十一錢

五五十二

金高三千圓以上三千五百圓未滿

同八十錢

金高三千五百圓以上四千圓未滿

同九十錢

金高四千圓以上

右諸証書を通帳となすときは其附込見積金高に隨ひ下り定むる

印紙を貼用せし者

金高百圓未滿

印稅四錢

金高百圓以上總て諸証書稅率に據るへ考

一質物

預り書
小札

金高壹圓以上二十圓未滿

印稅一錢

金高二十圓以上

同二錢

右諸証書と通帳と爲せるときは其附込見積金高に隨ひ下に定むる

印紙を貼用せし者

金高百圓未滿

印稅二錢

金高百圓以上

同四錢

一鷄替手形

印稅一錢

金高五十圓以上百圓未滿

同二錢

金高百圓以上二百圓未滿

同四錢

金高五百圓以上千圓未滿

同八錢

同十五錢

五十三

金高千圓以上二千圓未滿

同廿五錢

金高二千圓以上

同五十錢

第三條 前條に掲ぐる所の證書帳簿と効用を同ふせる者は其名稱に拘らず稅章に照へ相當の印紙を貼用せしむ

第四條 印紙を貼用せしむものは民事裁判上之を受理せしむ但處罰を受くる後印紙を貼用せたるものは此限にあらず

第五條 印紙は證書の指出人又は帳簿主又於て證書は授受の前簿帳は使用の前に貼用し證書帳簿記名の下に押捺せる印と以証書帳簿の紙面と印紙の彩絞とにかけて消印せしむ

第六條 印紙及び手形用紙の種類定價は布達を以て之と定む

第七條 用紙及び手形用紙は官の許可を得たる賣捌所非されは之と賣捌くことを得ず

第七條 印紙と貼用せしむ帳簿仕切書送り狀は主任官之と検査する事あるべし

第九條 左ふ掲ぐる所の證書帳簿は印紙を貼用せる事を要せしむ一官廳より差出す證書帳簿

一官吏准官吏若くは布告布達又は達と以て定めたる議員若くは公立學校病院又從事せるもの各其職務に依て用ふる證書一國庫金取扱所又は為換方より官廳に差出す預り金に對せる

抵當證書

一國庫金取扱所又は爲換方より官廳よりの命令書に對する國庫金取扱所又は爲換方より官廳に對する諸上納金の預り証書帳簿

一金員記載ある官廳よりの命令書に對する國庫金取扱所又は爲換方より差出を請書

一諸上納金に付國庫金取扱所又は爲換方より納人へ差出を請

取証書

一難災救助金獻金寄附金に關する人民より官廳へ差出する證書

第十條 第二類の帳簿は初丁へ附込見積金高及び使用期限紙數を記載せしむ但物品の授受に關する者は其代價を記載せしむたるときは其旨該帳簿に記載せ置き主任官檢査の節之に捺印を受くへる

の印紙と貼用をへる

第十二條 印紙貼用濟第二類の帳簿見積金高又は使用期限の満たるとときは其旨該帳簿に記載せ置き主任官檢査の節之に捺印を受くへる

第十三條 前條の帳簿餘白ありて尙之れを使用せんとするときは第十條の手續を以て更に相當の印紙を貼用をへる

第十四條 第二類の帳簿見積金高未だ満たさるか又は使用期限未だ盡きざるに紙數盡きたるときは更に紙數を増加せることを得此場合に於ては其帳簿初丁見積金高又は期限の側に其事由及び増加したる紙數を記載せしむ

第十五條 証書帳簿に外國貨幣を以て員數を記載せるときは内國の貨幣に改算したる金高に附記し相當の印紙を貼用をへる。

第十六條 取換せ證書は双方の印紙を貼用をへる。

第十七條 證書ふ副證書を附し又は裏書等を爲し本證書と効用を異にするもの若くは金高に増減と生ずるものは其副書又は其裏書に就き更ふ相當の印紙を貼用をへる。

第十八條 此規則と犯玄脱税ふ係る者は處罰を受たる後證書帳簿の受取人に於て相當の印紙を貼用することを得。

第十九條 印紙を貼用せし証書帳簿に之を貼用せず若くは貼用不足せるもの及び手形用紙を用ひ若くは不足税の手形用紙を用ひたるものは脱税高二十倍の科料又は罰金に處を其証書帳簿を受取たるもの亦同様。

第二十條 第十八條の場合を除く外第五條の手續ふ據て消印を爲さる又は他の印を以て消印したるものは印税高十倍の科料又は罰金に處を其証書帳簿を受取たるもの亦同様。

第二十一條 此の規則を犯玄たる証書帳簿に請人證人として加印せたる者は各正犯ふ係る罰金の半額に相當せる科料又は罰金に處す。

第二十二條 第八條の証書帳簿の検査を拒みたるものは二圓以上二十圓以下の罰金に處す。

第二十三條 第十條及び第十三條を犯したるものは一圓以上十圓以下の罰金に處を

第二十四條 第十二條及び第十四條を犯したるものは一圓以上

一圓九十五錢以下の科料ふ處を

第二十五條 第七條を犯したるものは所持の印紙及び賣得金と

沒收^{ぼうしゆ}玄五圓以上五十圓以下の罰金に處を

第二十六條 前數條の罪と犯したるもの又は刑法の不論罪及び減輕再犯加重數罪俱發の例を用ひを

第十九号

商標條例別冊之通制定^{じゆうせい}明治十七年十月一日より施行を

右奉 勅旨布告候事

左大臣 燐仁親王

農商務卿松方正義

商標條例

第一條 商標は農商務省の商標簿に登録を經たるときは其所有主に於て登録の日より十五年間之を専用するの權を有そへし

第二條 商標を専用せんと欲せる者は其願書に見本並朋細書を添へ登録と願出つ可し其朋細書には商標の説明用方並其商品

の名目種類を詳記を可し

其登録と經たる者は登録証を下附を可し

第三條 商標の登録と願出つる者あるときは願書の日附を二ヶ月間之と留置其間に之と抵觸す可き願書到達せされば之と登録を可し

若一二人以上同一又は相紛らは左の商標を同一種類の商品に専用せんが爲め登録を願出る者あり抵觸せるときは其願書日附の後なる者を却下す其日附同様者は共に之を却下を可し第四條 登録商標は農商務卿に於て衆庶の觀覽あ供へる爲め便宜の方法を定む可し

第五條 左の商標は登録を願出つることを得

一 已に登録せる商標と同一又は相紛らは左の商標にて同一種類の商品ふ用ふる者

二 地名人名家等會社名のみと以てする者は商品普通の名稱

或は内外國の旗章のみと以てする者

三 同業者普通に用ひ又は商業上慣用せる目印と以てする者

四 新に使用せる商標にて本條例頒布以前より現に使用者

ある商標と同一又は相紛らは左の商標を同一種類の商品に用ふる者

第六條 登録商標玉具專年用限中轉籍轉居又は氏名と變換した

六十四

るときは及廢業^{はいげき}又は休業^{きゅうぎょう}一ヶ年間に及ひたるとときは三ヶ月以内に之を届出つ可^べ。

第七條 登錄商標専用年限中其相續者に於て其業^{めい}を相續したるときは三ヶ月以内に之を届出可し。

第八條 登錄商標主其商標の専用権と他人に譲與又は分與せんとするときは更に其登錄と願出つ可^べ但専用年限は最初登錄の日より通算^{つうさん}す可^べ。

第九條 登錄商標と他の性類の商品に兼用若しくは專用又は之を改正せんとするときは更に登錄を願出つへ^ス。

前項の場合に於ては第二條に依て處分を可^べ。

第十條 登錄商標専用滿期の後之を續用せんとする者は滿期三ヶ月前に更に其登錄を願出は可^べ。

第十一條 登錄証と毀損遺失したるときは其再渡を願出つへ^ス。

第十二條 商標を登錄せ^ム後第五條に觸れ又は登錄願書及見本明細書に相違の事實あることを發見したるときは其登錄無効

お歸^{もど}玄^{くら}登錄証を返納^{もど}せ^ムむへ^ス。

第十三條 登錄商標主其業^{めい}を廢^はしたるときは廢業の日より其専用権を失す休業^{きゅうぎょう}三ヶ月又及ふ者亦同^じ。

第十四條 商標の登錄を願出つる者は左の手數料を納むへ^ス但願書を却下^{さばき}するときは之を返付を

一 商標壹個に付金拾圓但登錄を數種の商品に兼用若夫くは

轉用せるものは其商品一種ことに金五圓と加ふ

二 商標の譲與分與又は改正と願出つる者及滿期續用を願出

つる者は商標一個に付金五圓

三 登錄証の再渡を願出つる者は商標一個に付金壹圓

第十五條 登錄商標主其專用權と侵されたるとは之を告訴を

並び要償の訴を爲そことを得

第十六條 登錄商標と偽造して使用したる者は一月以上一年以

下の重禁錮に處玄四圓以上四拾圓以下の罰金と附加を其盜用

したるものには一等を減を

第十七條 登錄商標に相紛らは玄商標を造りて使用したる者は十五日以上六月以下の重禁錮に處玄二圓以上二十圓以下の罰金を附加を

第十八條 第十六條第十七條の違犯に係る商標を附したる商品の情を知て販賣したる者は四圓以上四十圓以下の罰金に處とは十九條 第十六條第十七條第十八條の場合に於ては仍復違犯の商標を沒收を其商品と分離そへからざるものは商品を破毀せしむ

第二十條 詐偽の所爲を以て商標の登錄を得及商標の登錄を詐

稱したる者は十五日以上六月以下の重禁錮に處玄二圓以上二

十圓以下の罰金と附加を

第廿一條 第六條第七條の届出を其期限内に爲さるものは一圓以上一圓九十五錢以下の料金並處す

第廿二條 此條例を犯したる者は刑法の數罪併發の例と用ひ

モ

第廿三條 第十六條より第十八條に至るの罪は登録商標主の告訴と待て其罪を論モ

第廿四條 登録商標主告訴を爲したるとときは裁判官並於て假に其告訴に係る商標を附したる商品の發賣を停止せるつを得

附 則

本條例頒布以前使用せる商標を専用せんと欲する者は本條例施行の日より六ヶ月間に於て其登録を願出つ可乞其願書は本條例施行の日より八ヶ月間之を留置其間に之と抵觸をへき願書到達せされば之を登録を可乞

若し二人以上同一又は相紛らは乞商標を同一種類の商品に専用せんが爲め登録を願出つる者あり抵觸をるとときは其願書日附の前後に拘はらず農商務卿に於て其商標の使用最久乞と認定せる者を登録乞て其他を却下をへし

本條例第三條に依り處分をへき願書と雖も本條例施行の日より八ヶ月間之を留置附則第一項に従ひ願出づるものに抵觸をると

きは其願書日附の前後に拘はらず之を却下を可乞

前二項の場合に於て願書を却下せるとときは其手數料を返付を

第十三号

今般商標條例制定候に付商標登録願手續別冊の通相定む
右布達候事

明治十七年六月七日

左大臣 燐仁親王
農商務卿松方正義

商標登録願手續

第一條 商標に關する願書届書は都^{モト}て地方廳^{ケンシヤウ}を經て農商務卿ふ
差出^{さしだす}を可乞

第二條 商標の登録を願出つるときは商標見本五枚及手數料を
添^{そなへ}へ願書並明細書各二通を差出を可一

第三條 一箇の商標を二種以上の商品に用ひんか爲め又は二箇
以上の商標を一種の商品に用ひんか爲め登録を願出つるとき
は其商品一箇又は商標一箇毎に各別の願書及明細書を差出を
相續に係る者は登録商標主相續者連署^{みこと}をへ乞

第四條 條例第七條に據り相續と届出つるとき其死亡後相續に
係る者は相續者並身元詳ある證人二名以上連署^{れんしゆ}其生存中の
相續に係る者は登録商標主相續者連署^{みこと}をへ乞

第五條 條例第八條に據り讓與分與を願出つるときは讓主讓受
主連署^{れんしゆ}其讓主より登録証並約定書寫及手數料を添^{そなへ}へ願書二通

並明細書(讓與願には二通分與願には三通)と差出をへ玄
其登録を經たるときは分受人には別に分受登録證及明細書と
下附志分與人又は讓受人には前登録證及明細書に裏書檢印玄
て之れを下附を可玄

第六條 條例第九條に據り登録商標の轉用兼用を願出つるときは
は第二條に準據を可玄

第七條 條例第十條第十一條に據り商標の續用及登録證の再渡
を願出つるときは手數料を添へ願書二通を差出をへ玄
第八條 登錄願書と却下せるときは其理由を指示をへし

第九條 登錄商標主は其商標の彩色と適宜變換することを得

第十條 登錄商標主は農商務省の指揮に隨ひ商標又は其寫書と
登錄證下附の日より三十日以内に差出をへし

第十一條 登錄商標を使用する商品の種類と定むると左の如し
但願人ふ於て其種類を判知玄難きものは農商務省に於て之
を判定をへし

商品の種類

第一種 化學品及藥劑、酸類、鹽類「アルカリ」漂白粉、護謨、樹脂
膠、鱗、石鹼、酒精「クリセリン」「キナエン」「モルヒニ」丁幾劑、
舍利別、煎劑、丸藥、膏藥、藥油、馨香、丁子等

第二種 染料及顏料、藍玉、藍靛、紫根、紅、朱丹、綠青、燒青、洋靛

七十六

第十六種 機械類、紡績機、裁縫機、製糖機、印刷器械其他諸製造
器械、蒸氣の機關及罐等

第十七種 農工器具、鋤、鍬、唐箕、熊手、釘拔、鐵鎚、繩墨等

第十八種 學術上の器械類、理化學、醫術及測量等の器械

第十九種 度量權衡

第二十種 運送用の車類、荷車、馬車、人力車、自轉車等

第二十一種 繩器、琴、三味線、胡弓、笛等

第二十二種 時計及其附屬品

第二十三種 銃砲、彈丸、火藥、烟火類

第二十四種 繩種紙、繩

第十條 登錄商標主は農商務省の指揮に隨ひ商標又は其寫書と

登錄證下附の日より三十日以内に差出をへし

第十一條 登錄商標を使用せる商品の種類と定むると左の如し

但願人ふ於て其種類を判知玄難きものは農商務省に於て之
を判定をへし

商品の種類

第一種 化學品及藥劑、酸類、鹽類「アルカリ」漂白粉、護謨、樹脂
膠、鞣、石鹼、酒精「グリセリン」「キナエン」「モルヒチ」「丁幾劑、

舍利別、煎劑、丸藥、膏藥、藥油、馨香、丁子等

第二種 染料及顏料、藍玉、藍靛、紫根、紅、朱丹、綠青、燒青、洋靛

並明細書(讓與願には二通分與願には三通)と差出をへ玄

其登録を經たるときは分受人には別に分受登録證及明細書と下附玄分與人又は讓受人には前登録證及明細書に裏書檢印玄て之れを下附を可玄

第六條 條例第九條に據り登録商標の轉用兼用を願出つるときは第二條に準據を可玄

第七條 條例第十條第十一條に據り商標の續用及登録證の再渡を願出つるとときは手數料を添へ願書二通を差出をへ玄

第八條 登錄願書と却下となるときは其理由を指示をへし

第九條 登錄商標主は其商標の彩色と適宜變換をることを得

第十條 登錄商標主は農商務省の指揮に隨ひ商標又は其寫書と登錄證下附の日より三十日以内に差出をへし

第十一條 登錄商標を使用せる商品の種類と定むると左の如し
但願人ふ於て其種類を判知玄難きものは農商務省に於て之を判定をへし

商品の種類

第一種 化學品及藥劑、酸類、鹽類「アルカリ」漂白粉、護謨、樹脂膠、鱗、石鹼、酒精「グリセリン」「キナエン」「モルヒニン」丁幾劑、舍利別、煎劑、丸藥、膏藥、藥油、馨香、丁子等

第二種 染料及顏料、藍玉、藍靛、紫根、紅、朱丹、綠青、燒青、洋靛

人

MISSING

七十六

第十六種 機械類、紡績機、裁縫機、製糖機、印刷器械、其他諸製造器械、蒸氣の機關及罐等

第十七種 農工具具、鋤、鍬、唐箕、熊手、釘拔、鐵鎚、繩墨等

第十八種 學術上の器械類、理化學、醫術及測量等の器械

第十九種 度量權衡

第二十種 運送用の車類、荷車、馬車、人力車、自轉車等

第二十一種 琴器、琴、三味線、胡弓、笛等

第二十二種 時計及其附屬品

第二十三種 銃砲、彈丸、火藥、烟火類

第二十四種 蠶種紙、繭

第二十五種 真綿及木棉綿

第二十六種 生糸、絹絲及天蠶絲、琴糸、金糸銀糸等も此中に屬之

第二十七種 繩糸

第二十八種 毛糸

第二十九種 麻糸

第三十種 絹織物

第三十一種 木綿織物

第三十二種 毛織物

第三十三種 麻織物

第三十四種 絹綿麻毛外の織物及各種の交織物

第三十五種 系類の編物及組物「レース」打紐、綢等

第三十六種 被服、諸種の衣服、織物製帽子、手套、足衣、織物製
雨衣、袴、目利安等

第三十七種 醸造物及飲料、諸種の酒、醋、醬油、蜜柑水、曹達水等

第三十八種 砂糖諸種の砂糖、糖蜜、蜂蜜等

第三十九種 草子及麵包類、干菓子、蒸菓子、掛ケ物、西洋菓子、飴
砂糖漬等

第四十種 茶及珈琲類

第四十一種 煙草類

第四十二種 穀菜種子及菓物類、五穀、蔬菜、筭、菓實、種子、根球
等

第四十三種 挽粉澱粉及其製品、諸種の挽粉、澱粉、麵類、湯波、蒟
蒻、凍豆腐、豆蒟蒻等

第四十四種 味噌嘗物及漬物類

第四十五種 肉類海草の貯藏、鰹節、鰯、乾鮑、海苔、昆布、佃煮、罐
詰、雲丹諸種の鹽製品等

第四十六種 牛乳製品、凝乳、乳油、乳餅、乳粉等

第四十七種 煙具及袋物諸種の煙管、煙袋、煙管筒、懷中物等

第四十八種 紙及其製品諸種の紙、色紙、短冊擬革紙、油紙、澱紙

書簡筒、張文匣、一開張、元結等

- 第四十九種 筆墨類、筆墨、朱墨、印肉、墨汁、鉛筆、洋筆等
- 第五十種 皮及製品、馬具、革包、文匣革、帶革、靴等
- 第五十一種 燃材、諸種の炭、附木、摺附木、燈心等
- 第五十二種 油蠟類、諸種の油、蠟、蠟燭、脂膀等
- 第五十三種 肥料、干鰯、鮑粕、油粕、骨粉等
- 第五十四種 木竹材
- 第五十五種 木竹材膝製品及其漆塗蒔繪品類、指物、挽物、曲物、桶類、編物、組物等
- 第五十六種 角甲牙類の製品
- 第五十七種 薬及草の製品、疊表、延、編笠、繩、麥藁細工等
- 第五十八種 金杖及扈物、諸種の傘、杖、下駄、革屨、與諸等
- 第五十九種 扇子及團扇
- 第六十種 提燈及「ランプ」類
- 第六十一種 齒磨及洗粉
- 第六十二種 刷子類
- 第六十三種 玩具類、花簪、鞠、碁、將棋、人形、獨樂、揚弓、押繪、造花、骨牌等
- 第六十四種 錦繪及寫眞類
- 第六十五種 書籍新聞紙雜誌類

地租條例

太政官布告第七號

地租條例別冊の通制定し明治六年（七月）第貳百七拾貳號布告地
租改正條例及地租改正に關する條規其他本條例不抵觸する者ハ
廢止セ

但東京府管轄伊豆七島小笠原島函館縣沖繩縣札幌縣根室縣

當分從前の通たるベズ

右奉 勅旨布告候事

明治十七年三月十五日

太政大臣三條實美
大藏卿 松方正義

地租條例

第一條 地租は地價百分の二箇半と以て一年の定率とモ
但亥本條例に地價と稱するは地券に掲たる價額を謂ふ

第二條 地租は年の豐凶ふ由りて増減せず

第三條 有租地を區別して二類と爲モ（第一類）田、畠、郡村宅
地、市街宅地、塙田鑛泉地（第二類）池沼、山林、原野、雜種地

第一類中又は第二類中の各地々目變換する者を地目變換と謂
ふ第二類地に勞費と加へ第一類地と爲モのを開墾と謂ふ第
一類地又は第二類地の山崩、川欠、押堀、石砂入、川成、海成、湖
水成等の如き天災に罹り地形を變ずたるもの荒地と謂ふ

第四條 公立學校地、鄉村社地、墳墓地、用惡水路、溜油、堤塘、井溝及び公衆の用に供する道路は地租を免モ。

第五條 土地の丈量は曲尺を用ひ六尺を間と爲玄方一間を以て歩と爲玄三十步を畝と爲玄十畝を段と爲し十段と町と爲玄但市街宅地は方一間を以て坪と爲玄十分一を合と爲玄合の十分一と匀と爲モ。

第六條 開墾鍼下年期明荒地免租年期明にて地價を定むるときは又は地目變換するときは地盤を丈量モ。

第七條 地價は地目變換又は開墾に非ざれば修正せむ。

第八條 一般に地價の改正を要するときは前以て其旨を布告モ。

ベ玄

第九條 地價は其地の品位等給を詮定玄其所得を審査玄尙ほ其土地の情況に應ト之と定ム。

第十條 地目を變換するときは之を地方廳に届出ベ玄地價は其地の現況に依り之を修正モ。

第十一條 免租地を有租地と爲さんとするときは地方廳の許可を受くへ玄地價は其地の現況に依り之を定ム。

第十二條 地租は地券記名者より徵收モ。

但質入の土地は其質取主に於て之を納むヘ玄。

第十三條 有租地を公立學校地、鄉村社地、墳墓地となす時其地

租は許可と得一月分より月割を以て之を免用惡水路、溜池、堤塘、井溝、公衆の用に供する道路となふときは其地租は其地工事着手の月分より月割を以て之と免ず免租地と有租地とあるときは其地租は許可を得翌月分より月割と以て徵收を

第十四條 地目變換は其地價修正の年より修正地價に依て地租を徵收を

第十五條 開墾地は鋤下年期明荒地は免租年期明の翌年分より更正地租に依り地租を徵收を

第十六條 開墾をあさんとせるときは地方廳の許可を受くべき開墾地は十五年以内の鋤下年期を許可を

但年期中と原地價に依り地租を徵收を

第十七條 鋤下年期中當初の目的を改め他の地目に變する時はこれを地方廳に届出べ茲此場合に於ては直に其地價を定め又は更に鋤下年期を許可する事あるべし

第十八條 鋤下年限明ふ至り開墾の成功に至らざる者は更ふ五年以内鋤下繼年期と許可を

第十九條 鋤下年期明のときは其地價を修正を若し其開墾當初の目的を達せず他の地目も變するものは其他の現況に依り地價を修正す

第二十條 荒地は其被害の年より十年以内免地年期と定め年期

明に至り原地價に復す

第廿一條 免地年期明に至り其地の現況地價に復し難き者は十年以内七割以下の低價年期を定め年期明に至り原地價に復し
第廿二條 低價年期明に至り尙ほ原地價に復志難き者及び免租年期明に至り原地目に復せず他の地目に變せる者は其地の現況に依リ地價と定む

第廿三條 免租年期明に至り尙ほ荒租の形狀を存する者は更に十年以内免租繼年期を定む其年期明に至り尙ほ原地價に復志難き者は第二十一條第廿二條ふ依て處分を

第廿四條 川成、海成、湖水成にして免租年期明に至り原形にする者とし其地券と還納せしむ

第二十五條 土地を欺隱之地租を通脱せる者は四圓以上四十圓以下の罰金に處し現地目に依り地價と定め欺隱年間の地租を追徴し但地租改正の初年に溯ることを得る

第二十六條 第十一條第十六條に違犯せる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處し其免租地を有租地と爲志又は開墾を爲そこと許可をべき者は原地目により地價を定め其地租増額と追徴し但地租改正の初年に遡ることを得る

第廿七條 第十條第十七條に違犯せる者は一圓以上一圓九十五以下の科料に處す

第廿八條 第廿五條以下の所犯借地人小作人の所爲に係り所有主其情を知らざるとときは其借地人小作人を罰ばつ及うそ地租は所有主より追徵つるちようを納むべし

第廿九條 第廿五條第廿六條第廿七條第廿八條の刑が當る者自首するときは其罰金科料を免す但其追徵ばつ及うそ地租は仍や之を納むべし

明治七年九月廿一日第九十八號布告

電信條例

日本帝國電信條例

第一條 此條例は日本帝國政府電信寮に於て所轄する處の電機上に施行せるなり

第二條 此條例中に用ふる電報の語は百般の音信總て電機を以て傳送ほんそう又は傳送せんと欲するものと指て言ふなり

第三條 日本政府電信寮は日本帝國外の各地へ又は各地より傳送する電報を除き日本帝國中に電報を傳送ほんそう及び受取取集め届渡等一切關係の事務を取扱ふ專任の權と有る

第四條 何人あにひとにても不法故意ふほふこい以もつて傳機器械柱木信線でんしききかしゆくぼくしんせん若くは其線せんを覆ふ匣蓋管筒ひざひわくあんとう或は支凸腕木枷木陶器海底線浮標旗竿號報柱なまへ及ひ電機並に其附屬一切の物品よひんを毀傷きじやうする者或は此電機でんきにて通信つうしんの傳送携致でんそうけいぢ又恒渡と、けりた乞いきを如何様いかたある仕方しほうにても妨害ごあいする者其他上件の架木支凸腕木と拔取る者は五百圓ひゃくえん多からざる罰金ばつきん又は懲役ちようやく或は禁獄きんごくに處す但ただし過誤失錯へいごしゆくふ出る者は其損害そのそんがいの多少に隨て償金さしだいのみを出さる者

第五條

電機掛でんきがりり官員くわんゐん及び改役あらためやく或は其他の官員くわんゐん又は何人あんひとか電信察でんしんさの事務ことむに從事とりうせる際さい之のを攻打こうとうし或は粗暴そはうの舉動きょうどうを爲あし其事業に妨害抗抵こうへいこうていを爲あし者もの五百圓ひゃくえん多らざる罰金ばつきん又は二ヶ

第六條 月より長からざる懲役ちようやく或は禁獄きんごくに處しセ

何人あんひとにても不法に柱木架木海底線信線旗竿浮標其他電機でんき又は其附屬の物品よひんに馬又は其他の獸畜ちうじゆく或は舟筏等ふねいかたを繫つなく者は其所行そのよきやうに依よて損害きようがいの有無うむを論るせを一百五十圓ひゃくごじゅうえん多力だりょくらざる罰金ばつきん又は四十二日より長からざる懲役ちようやく或は禁獄きんごくに處しセ

何人あんひとにても柱木信線陶器旗竿腕木枷木支凸號報柱木信線陶器海底線浮標其他の物品よひんへ瓦礫若くは雜物ざつぶつと投擲なげう又矢箭火器きんくわきを彈射だんしゃする者ものは其所行そのよきやうに依よて毀場ひじょうの有無うむを論るせを一百五十圓ひゃくごじゅうえん多からざる罰金ばつきん又は四十二日より長からざる懲役ちようやく或は禁獄きんごくに處しセ

何人あんひとにても電線でんせんの近傍きんぱうにて紙鶴しじを飛と信線陶器腕木架わんじゆう第八條

木支山其他電線に屬せる物品へ紙薦又は其附屬の糸等を引掛け
け衝氣の妨碍を生ぜしむる者は十日より多からざる罰金又は
七日より長からざる懲役或は禁獄に處す

第九條 何人にも不法故意を以て政府電信察より其局々或は
電線沿道の所々に取建たる標識掲示等を削剥又は拔去者は
五十圓より多からざる罰金又は四十二日より長からざる懲役
或は禁獄に處す

第十條 何人にも不法に電機用の一部分たる柱木旗竿信線支
線支柱へ攀ち又は同様ふ浮標に乗る者は其所行に依て妨害の
有無と論せモ二十五圓より多からざる罰金又は二十一日より長
からざる懲役或は禁獄に處す

第十一條 何人ふくも不法故意を以て柱木浮標其他一切電機附
屬の物品へ落書き繪又は鏽削せる者は拾圓より多からざる罰
金又は七日より長からざる懲役或は禁獄に處す

第十二條 電機掛官員及び改役或は其他の官員又は何人にも
他人へ届渡セヘキ電報を故意と以て隱匿し又は電信察より電
報を届渡すべき命令を怠り或は肯せざる者は五十圓より多か
らざる罰金又は四十二日より長からざる懲役或は禁獄に處す
第十三條 電信察ふ仕官する者故意怠慢を以て音信の傳送又は
届渡セコトニ却遲延せる者又は同様の事に依て音信の傳送

届渡志を妨礙遷延せ玄むる者又は猥りに音信の旨趣を傳渡し
る者又は他の人民又は電信察の官員と雖も其場に立入へき職
務に非ざる者と電信察の器械室に立入らせ又は滞居せ玄むる
者以上の各犯は一百圓より多からざる罰金に處セ

第十四條 凡う此の條例中に記載玄たる箇條を雖然犯さんと企
つる者は五十圓より多からざる罰金又は四十日より長からざ
る徴役或は禁獄に處セ

第十五條 凡う此の條例を犯玄て電信察所轄の物品を毀傷玄又
は他人の損失妨害を生せる者は例に照ら玄て處分せるの外其
毀傷損失の賃金を出さ玄む但工部省所管電信私線の分も總て
此條例に準玄處分セ

第十六條 凡う犯人を處斷玄罰金並に賃金の額を定むるは總て
裁判官の權内に屬セ

第十七條 (明治十二年五月十四日第十八號布告と以て削除セ
故ふ之を容セ)

民事訴訟用印紙規則一覽

文政官布告第五號

民事訴訟用印紙規則別紙の通り制定迄明治十七年四月一日より施行す（但一明治八年十二月第百九十六號布告訟用郵紙規則は右施行の日より廢止す

明治十七年二月廿三日

（別紙）民事訴訟用印紙類規則

○第壹條 凡る民事訴訟の書類には此規則に従ひ印紙を貼用をるものとそ○第二條 訴訟狀又は正本一通に付請求の金額若乞くは價額に應乞左の區別に隨ひ其受付の時に於て印紙を貼用を

可乞（金額價額）五圓まで（貳拾錢）同拾圓まで（三拾錢）同貳拾錢まで（六拾錢）同五拾圓まで（壹圓五拾錢）同七十五圓まで（貳拾錢）同百圓まで（三圓）同貳百五拾圓まで（拾三圓）同千圓まで（拾五圓）同貳千五百圓まで（拾貳圓）同五千圓まで（貳拾五圓）同五千圓以上は千圓まで毎に貳圓と加ふ控訴に於るては右半額上告に於ては全額の印紙を加貼を可乞○第三條 人事其他金額に見積る可らざるものは三圓の印紙を貼用を可し其控訴上告に於て加貼するば前條に同乞（但乞人事に於ては極貧の者に乞て）戸長の證書を所持せる者は裁判官に於て印紙の貼用を免せる事ある可乞）○第四條 左の書類には正本壹通又は貳拾錢の印紙

を貼用を可乞答辨賃、證據物寫、辨駁書、辨論書、上申書、陳述書等證人鑑定人、評價人、引合人等の呼出乞を請求する願書寛判の延期を請求せる願書○第五條 左の書類には正本壹通付（五拾錢）の印紙を貼用を可乞官吏の臨檢を請求せる願書財產差押又は物品公賣を請求せる願書執行命令書を請求せる願書身代限の處分を請求せる願書○第六條 裁判言渡書の謄本を下付せる時差出す受取書には其謄本壹枚五錢其他の謄本を下付せる時受取書には其謄本壹枚三錢の割合を以て印紙と貼用す可乞（但し裁判言渡書の謄本は壹枚十二行壹行十二字詰其他の謄本は壹枚二十行一行十八字詰とそ○第七條 勸解に於ては一件毎に

勸解表に署名の時貳拾錢の印紙貼用す可し○第八條 此規則に依り貼用したる印紙の代價は曲者より直者に辨償を可きものとそ○第九條 印紙の種類定價及び貼用方は布達を以て之を定む○第十條 印紙は管轄廳の許可を得たる賣捌所に於て發賣せしむ其他に於て賣買せる事と得す○第十一條 官許賣捌所外に於て印紙を販賣したる者ハ拾貳圓以上貳百圓以下の罰金に處を仍や現在の印紙を沒収其情を知て之と買取したる者は拾圓以上百圓以下の罰金に處乞仍ほ現在の印紙を沒収と○第十二條 前條の規則を犯したる者には刑法の不論罪及び減輕再犯加重數罪俱發の例を用ひす

○太政官布達第四號

今般第五號布告を以て訟訴用印紙規則定候に付印紙の種類定價及び貼用方左の通り之を定む

- 淡黒色印紙壹枚三錢
- 黑色印紙全五錢
- 赤色印紙全拾錢
- 茶褐色印紙全五拾錢
- 黃色印紙全壹圓
- 青色印紙全五圓
- 燈黃色印紙全拾圓
- 綠色印紙全十五圓
- 嬌栗色印紙全廿圓

印紙は訴狀其他書類の正本に貼用~~及~~貼用者の印章と以て消印す可也

右布達候事

明治十七年二月二十三日

○大藏省第十七號

今般第五號布告民事訴訟用印紙の儀は他の印紙同様相心得右請求及び賣捌等に係る事件は總て常省へ申出す可く此旨相達候事

明治十七年三月六日

○司法省丁第三號

民事訴訟用印紙製造及賣捌等の儀に付大政官より左の通り御達有之候條爲心得此旨相達候事

明治十七年三月六日

今般第五號布告民事訴訟用印紙製造及び賣捌の儀は大藏省に於

て可取扱旨別紙の通り相達候條此旨相達候事

明治十七年三月四日

今般第五號と以て民事訴訟用印紙規則布告候處右印紙製造及び賣捌の儀は其省に於て取扱可申此旨相達候事

明治十七年三月四日

○司法省甲第壹號

今般第五號布告を以て訴訟用郵紙規則廢せられ候に付ては本年四月一日以後民事訴訟に關し大審院又は裁判所へ差出を書類は都て美濃紙又は之と同尺度の紙を用ひ一枚廿四行一行廿字詰に書を可きものと玄一但訴訟入費は明治九年當省甲第五號布達第一條第九條に定めたる割合に依り書類認め料一枚金貳拾錢翻譯料は一枚金四圓と相成儀と心得可玄

明治十七年三月五日

明治十七年七月二十四日御届

出版

定價金十五錢

宮城縣士族

石川春久

宮城縣仙臺區東二番丁
六十番地

編輯人

宮城縣平民
高橋藤七

宮城縣仙臺區國分町
五丁目百六十九番地

出版人

賣

捌

所

仙臺國分町

伊勢

安左衛門

今泉

全大町四丁目

伊勢

半右衛門

一ノ關

全五丁目

吉村

健文

山ノ目

全河原町

岡村

治右衛門

久兵

全荒町

石川

助藏

忠俊

石卷裏町

三明

之助

善治

全氣溝登米鹽釜

小山山口

利治

柳管細

櫻舟勝川

木家内渡茂

高橋

岩谷堂

六右衛門

佐野忠才

久市

全前澤澤

大田丸

佐野忠才

忠俊

全水澤澤

大氏

佐野忠才

俊

全白石

大田丸

佐野忠才

治

全角田

六右衛門

佐野忠才

治

全吉田

平甚

佐野忠才

治

全白

平甚

佐野忠才

治

全石

平甚

佐野忠才

治

全村

升八

佐野忠才

治

全岡田

高今

佐野忠才

治

全藤

島橋野

佐野忠才

治

全谷

野橋

佐野忠才

治

全嘉庄

甚善寺

佐野忠才

治

全兵

甚兵

佐野忠才

治

全兵

兵兵

佐野忠才

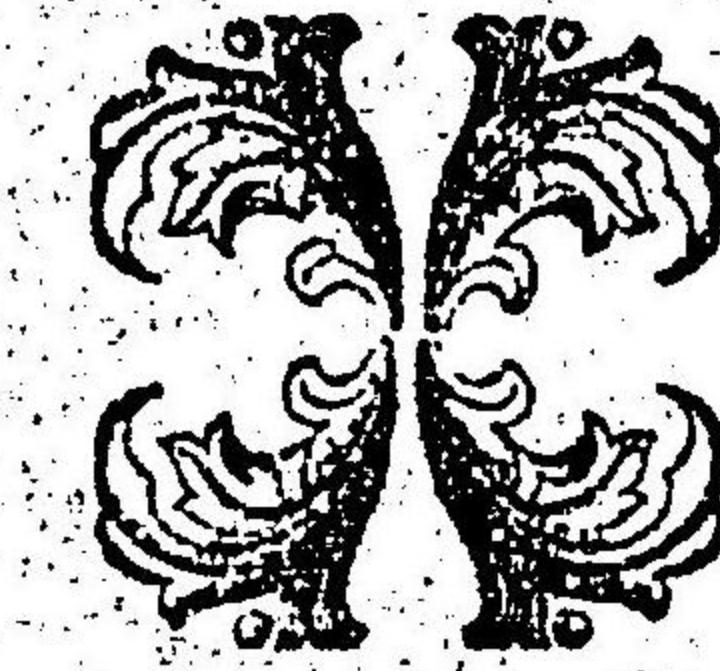
治

大烟佐升八高今小高氏大田丸
沼谷藤利島橋野野橋家黑
庄新嘉庄平甚善寺與
二兵兵三兵兵兵政平
郎衛衛郎衛衛衛治治七吉

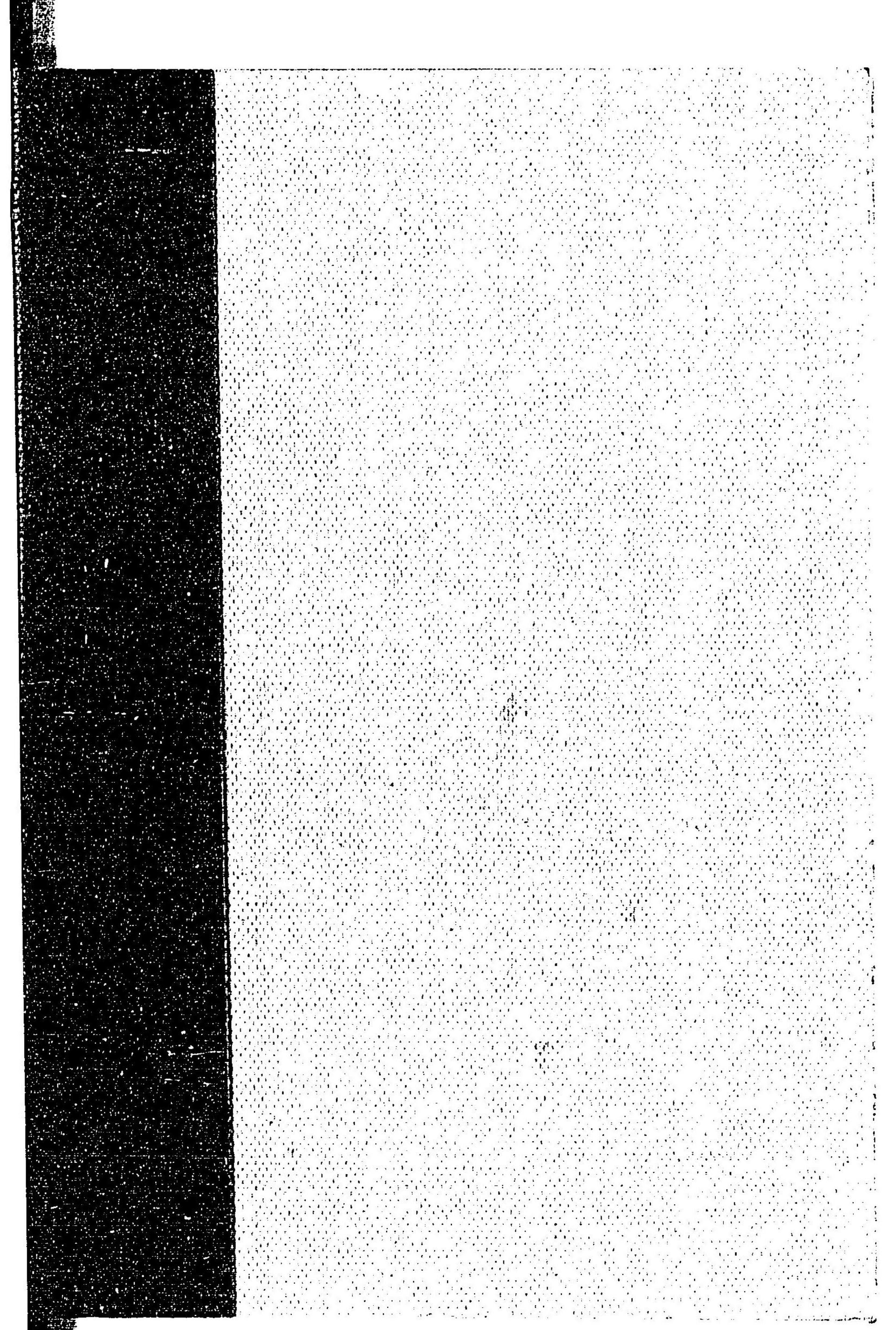
秋閑上亘岩沼秋涌佐若全全中新田
田橫手形縣新庄湯澤全全若柳

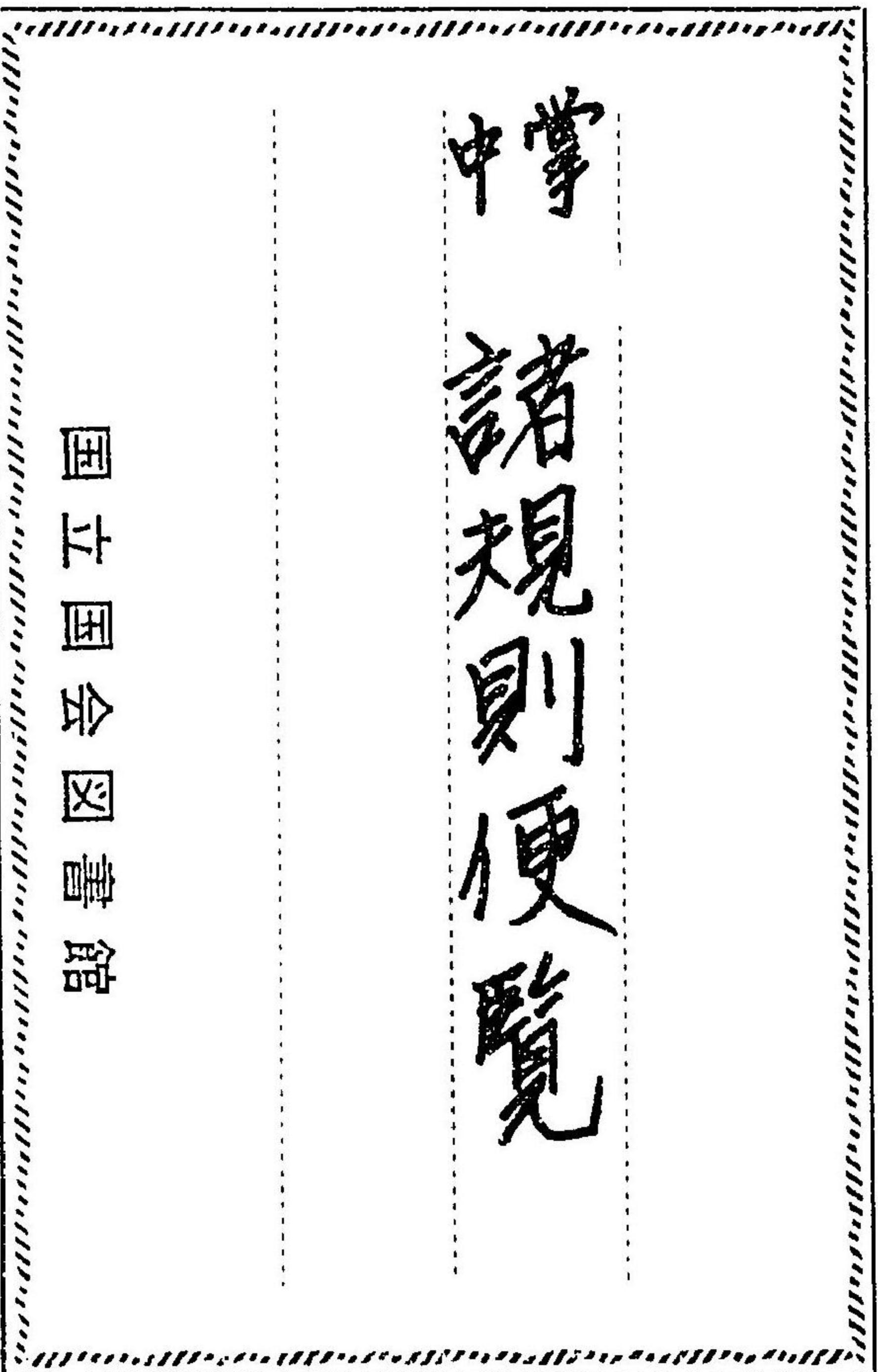
花相鈴大野佐平久近鈴米星吉
谷原木坂口藤塚源道物儀左工
清想木孫口榮之助之助造
吉治郎郎郎郎郎郎郎郎郎

1



行印所收活葉





国立国会図書館



031007-000-8

CZ-5-0227

諸規則便覽

石川 春久／編

M17

BBC-0474

